

第1部 計画の概要

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

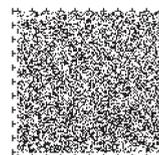
本市は、平成18年度（2006年度）～平成25年度（2013年度）を計画期間とする「第1期久留米市障害者計画」（以下、「第1期計画」という。）、平成26年度（2014年度）～平成29年度（2017年度）を計画期間とする「第2期久留米市障害者計画」（以下、「第2期計画」という。）に基づき、市民や地域の関係機関等と協議・連携しながら、障害者福祉の推進に取り組んできました。

この間、障害者を取り巻く社会環境は大きく変化し、国では、平成19年度（2007年度）に署名した「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」の批准に向け、平成21年度（2009年度）から当面5年間を障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、「障害者基本法」をはじめ、障害者基本法の内容を具体化する重要な法律を相次いで成立・改正し、障害者福祉施策全体の向上を図っています。

その後、「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置されるなど、地域共生社会の実現に向けた新たなまちづくりが進められている中、平成29年度（2017年度）、障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」の策定が進められており、今後5年間の国による障害者支援施策の基本的方向が明らかになっているところです。

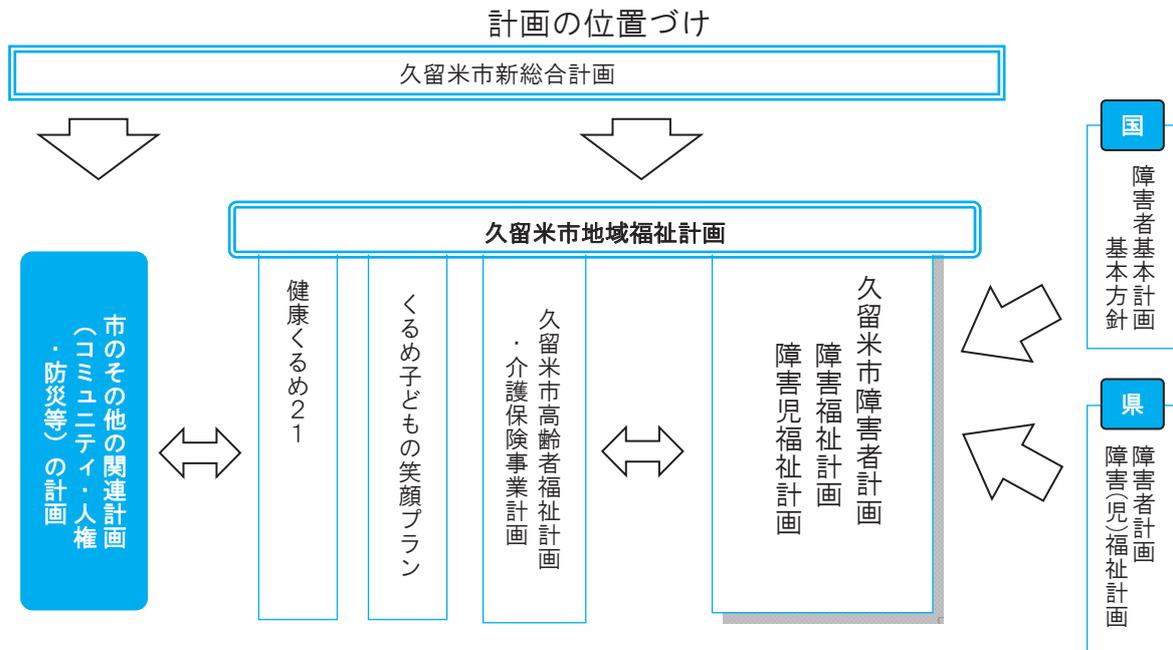
こうした中、法制度以外の社会情勢に目を向けると、少子高齢社会・人口減少社会の本格化や地域情勢の変化、九州北部豪雨や熊本地震など身近な地域での大規模災害の発生など、障害者の暮らしに大きく影響する事象が発生しており、障害者の安全・安心な暮らしの確保がより重要な課題となっています。

本計画は、こうした障害者を取り巻く様々な社会環境の変化や、本市の第2期計画の取組状況等を踏まえ、障害者基本法が目的とする「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者の自立及び社会参加・参画の支援等に係る各種施策を推進するために策定します。



2 計画の位置づけ

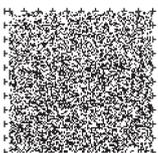
- ◆この計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- ◆この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子どもの笑顔プラン」、「健康くるめ21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。



3 計画の期間

この計画は、長期的かつ継続的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画（第4次）」（計画期間：平成30年度（2018年度）～平成34年度（2022年度））や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、平成30年度（2018年度）～平成35年度（2023年度）までの6年間を計画期間とします。

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
久留米市障害者計画 （第1期計画） 【H18-H25】		久留米市障害者計画 （第2期計画） 【H26-H29】				久留米市障害者計画 （第3期計画） 【H30-H35】					
久留米市障害福祉計画 （第3期計画） 【H24-H26】			久留米市障害福祉計画 （第4期計画） 【H27-H29】			久留米市障害福祉計画 （第5期計画） 久留米市障害児福祉計画 （第1期計画） 【H30-H32】			久留米市障害福祉計画 （第6期計画） 久留米市障害児福祉計画 （第2期計画） 【H33-H35】		



4 計画策定の体制と過程

(1) 計画の策定体制

- ◆この計画は、本市の障害者支援等について検討・協議を行う「久留米市障害者地域生活支援協議会」の下部組織として、障害者の当事者団体や障害者支援に係る各種団体・機関やサービス事業者、公募市民、学識経験者などで構成する「障害者計画等策定検討部会」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。
- ◆また、庁内の検討組織として「久留米市障害者計画等策定推進会議」等を設置し、検討部会の協議内容等も踏まえて、関係部局間の調整を行いました。
- ◆なお、計画策定にあたっては、アンケート方式による障害者(児)生活実態調査をはじめ、関係団体へのインタビュー調査やアンケート調査、市民説明会、パブリック・コメントにより、障害者やその家族などの当事者、支援者、その他の市民の意見の反映に努めました。

(2) 当事者・市民意見の反映手法

① 障害者(児)生活実態調査

障害者の生活の現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成29年(2017年)1月～3月に、身体・知的・精神障害者(児)、難病患者、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者を対象とした3種類のアンケート調査を実施しました。

② 関係団体等への実態調査

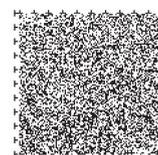
障害者(児)生活実態調査を補完する調査として、身体・知的・精神・発達障害の当事者団体へのインタビュー調査とともに、難病や高次脳機能障害、引きこもりなどの当事者団体や、障害者の地域生活に関わりが深い生活関連事業団体(金融、交通、商業施設、文化施設、就労支援機関、保育・教育機関など)へのアンケート調査を実施しました。

③ 市民説明会

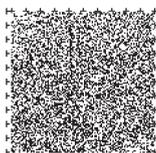
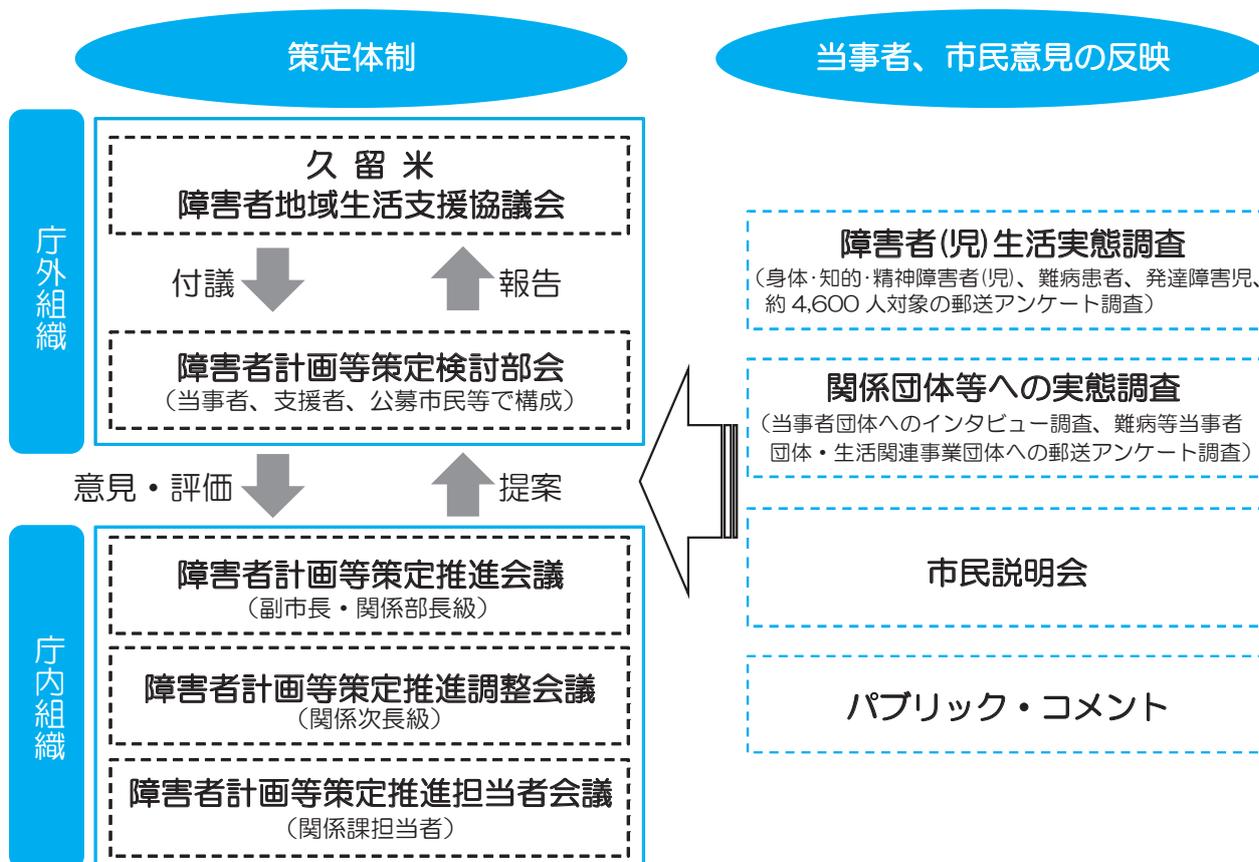
平成30年(2018年)3月3日(土)に本計画に関する市民説明会を開催しました。説明会では、障害者(児)生活実態調査の結果や第2期計画の進捗状況・課題、本計画の素案などを報告しました。

④ パブリック・コメント

平成30年(2018年)2月16日(金)から3月19日(月)までの間、計画素案を公表し意見を聴取する「市民意見提出手続(パブリック・コメント)」を実施しました。



計画の策定体制および策定過程



第2章

障害者を取り巻く現状

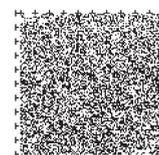
1 障害者に関わる法制度の動向

我が国は、平成21年（2009年）12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間の障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者関連制度の改革を推進してきました。

特に、平成23年（2011年）の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約で示されている「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、新たな障害者福祉施策の推進に向けた基本方針が整理されました。その後、基本法の内容を具体化するための関連法の成立やニッポン一億総活躍プランの閣議決定、基本法に基づく国の基本計画（障害者基本計画〔第4次〕）が策定されています。

図表 障害者福祉施策に関わる主な動向

時期	事項	概要
H19. 9	障害者権利条約に署名	障害者に関する初めての国際条約
H21.12	障がい者制度改革推進本部の設置	障害者制度改革に向けた取組の開始
H23. 6	障害者虐待防止法の成立	虐待の定義、防止策を明記
H23. 7	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
H24. 6	障害者総合支援法の成立	障害者自立支援法の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
//	障害者優先調達推進法の成立	障害者就労施設などへの物品等の需要の増進
H24.10	障害者虐待防止法の施行	
H25. 4	障害者総合支援法の施行	
//	障害者優先調達推進法の施行	
H25. 6	障害者差別解消法の成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法の差別禁止の概念の具体化 ・障害を理由とする差別的取り扱いの禁止 ・合理的配慮の提供
//	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における差別禁止の具体化
H26. 1	障害者権利条約の批准	
H28. 4	障害者差別解消法の施行	
H28. 5	成年後見制度利用促進法の施行	国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
H28. 6	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援 ・地域共生社会の実現
H28. 7	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備
H28. 8	発達障害者支援法の改正	発達障害者支援地域協議会の設置
H30. 4	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用 ・障害児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障害児に対する支援



2 障害者の動向

(1) 障害者手帳所持者等の状況

- ◆身体障害者手帳所持者数は、第2期計画策定時（平成25年度（2013年度））以降、減少傾向にあります。一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、近年増加傾向にあります。（身体障害者手帳所持者0.9倍、療育手帳所持者1.2倍、精神障害者保健福祉手帳所持者1.2倍）。
- ◆精神障害者については、自立支援医療（精神通院医療）受給者も増加しています（1.2倍）。

(2) その他の障害や難病の状況

- ◆幼児教育研究所の相談件数や通級指導教室の利用人数は増加傾向にあり、発達障害などをはじめとした、発達面での支援が必要な子どもが増えていることがわかります。
- ◆特定疾患医療を受給している難病患者も増加しており、平成28年度（2016年度）で2,300人を超えており、潰瘍性大腸炎などの消化器系疾患やパーキンソン病などの神経・筋疾患などの患者が多くなっています。

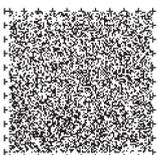
3 障害者（児）生活実態調査などからみた現状

(1) 障害者への理解・差別の現状、虐待の現状

- ◆差別を感じたり、嫌な思いをしたりしたことがある人は依然として多く、特に知的障害者・精神障害者では3割を超えています（3障害、難病、発達）。
- ◆障害者理解のための啓発として、難病患者は「難病患者の生活についてマスコミを通じた周知」、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者は「学校での福祉教育の充実」が市民理解向上に必要と考えています（難病、発達）。
- ◆全体では、虐待を受けた可能性がある人が1割近くを占めていますが、精神障害者では22.1%と高くなっています。また、虐待を受けたときの相談先は、「家族」が最も多くなっています（3障害）。

(2) 災害に関する現状

- ◆災害に対する備えをしていない人が8割近くを占めています（3障害）。
- ◆約3割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しており、特に知的障害者では半数近くを占めています（3障害）。
- ◆災害時に不安なこととして、「正確な情報が流れてこない」「避難所で障害に応じた対応があるか心配」「避難所で必要な薬・治療が受けられない」などが上位にあがっています（3障害）。



(3) 子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- ◆少なくとも約6割の保護者が、通園や通学をするにあたって何らかの困りごとを抱えています（3障害）。
- ◆18歳以降の進路を決めかねている人も多く、15～18歳でも約4人に1人が進路を決めかねています（3障害）。
- ◆発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の半数以上の方が、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っています（発達）。
- ◆教育に関する要望では、教職員への障害児支援に関する研修・啓発の充実を求める人が多く、特に発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者では6割強と特に高くなっています（3障害、発達）。

(4) 雇用・就労の現状

- ◆就労者の割合（一般就労と福祉的就労を合わせた割合）は、最も高い50歳代でも4割程度に止まります（3障害）。
- ◆就労している人の仕事上の悩み・困りごとは、「収入が少ないこと」が最も多くなっています（3障害）。
- ◆障害者が働くために必要な条件については、「周囲が自分を理解してくれること」「障害にあった仕事であること」「勤務時間や日数を調整できること」などが上位にあがっており、障害特性に応じた就労環境・条件整備が求められています（3障害）。

(5) 家族による介助や生活課題の抱え込みの現状

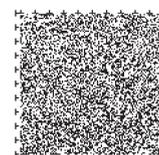
- ◆主な介助者は配偶者や親等の家族が約6割を占めるなど、家族が障害者の身の回りの支援の中心を担っている状況ですが、ヘルパーの利用も増えています（3障害）。
- ◆生活上の困りごとを相談する相手も「家族・親族」が半数を超えており、相談相手の中心となっています（3障害）。

(6) 地域活動の現状

- ◆障害者の約7割が地域活動に参加しておらず、地域との交流が少ない状況となっています（3障害）。
- ◆地域活動等への参加にあたっての妨げとなるものとして、「健康や体力に自信がない」「どのような活動が行われているか知らない」「コミュニケーションが難しい」「一緒に活動する友人・仲間がいない」が上位にあがっており、身体的な問題に加え、地域との関係性の不足が、地域活動に参加しない原因となっています（3障害）。

■調査対象について

表 記	調 査 対 象
3障害	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院制度）利用者
難 病	特定疾患医療受給者証所持者（身体障害者手帳所持者除く）
発 達	発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者



4 第2期計画の進捗と課題

第2期計画は、「誰もが その人らしく 暮らし続けることができる まちの実現に向けて」を基本理念として、その実現のため5つの基本目標と11施策分野を設定し、161の施策に取り組んできました。これらの施策について、計画した施策目標に対する実施状況や課題を所管課において総括するとともに、4段階の達成度評価基準に基づき、各所管課で達成度の自己評価を行いました。その結果、全体の8割を超える施策でほぼ目標を達成（評価S・A）できていますが、その一方で目標達成に至らなかった施策も一部ありました。

この計画では、これらの第2期計画の進捗と課題を踏まえた取組が必要です。

図表 第2期計画の進捗と課題

基本目標	分野	達成度評価（施策数）							第3期計画策定にあたっての主な課題など
		全体	S	A	B	C	(再掲) S+A	S+A の割合	
1	1 啓発・広報	26	2	20	4	0	22	85%	●ノーマライゼーション・差別のないまちの実現のため、長期的・継続的な啓発活動
	2 生活環境	15	0	11	4	0	11	73%	●民間企業や市民を巻き込んだ取組
2	3 権利擁護	8	0	7	1	0	7	88%	●更なる相談支援体制の充実・周知 ●各種機関との恒常的な連携の仕組みづくり
	4 防災・防犯	14	0	9	5	0	9	64%	●障害者を災害や犯罪から守る取組強化
3	5 療育・保育	17	3	14	0	0	17	100%	●障害児の暮らしや学びを多角的・長期的に捉えた柔軟で継続的な支援
	6 教育・育成	19	3	15	1	0	18	95%	
4	7 雇用・就労	13	2	10	1	0	12	92%	●障害者就労定着の視点での支援
	8 生活支援	22	4	13	4	1	17	77%	●社会資源の開発や支援体制の充実
	9 保健・医療	7	0	5	1	1	5	71%	●障害者が利用しやすい環境づくりや周知活動
5	10 日中活動	7	1	5	1	0	6	86%	●重度障害者の行き場の確保
	11 社会活動	13	0	11	2	0	11	85%	●障害者の社会参画を促す取組
全体		161	15	120	24	2	135	84%	

〈達成度評価基準〉

S	目標を上回った、あるいは高い成果が得られた。（100%以上）
A	ほぼ目標は達成した。（80～100%程度）
B	目標の達成に至らない、成果が出るまで時間を要す。（60～80%程度）
C	取組に着手できなかった、あるいは施策内容を見直したため目標が達成できない。

